

福岡県弁護士会所属会員に対する傷害事件に関する会長声明

2017年3月28日午後1時50分ころ、当会に所属する弁護士が、内容物の入った酒瓶で頭部を殴られ、頭部切創の傷害を負うという犯罪が発生した。

犯人は、同弁護士が受任していた事件の相手方であり、同事件に関して面談中に犯行に及んだものである。法治国家において、暴力をもって紛争の解決を図ることはいかなる理由があっても断じて許されるものではない。

また、本件は弁護士業務に関連した犯行であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、市民の権利の護り手である弁護士の業務に対する重大な侵害行為である。

当会は、今後とも、いかなる暴力行為に対しても決してひるむことなく毅然として対処し、国民の正当な権利を擁護するため全力をもって弁護士の使命を全うしていく決意であることをここに表明する。

2017（平成29）年3月31日

福岡県弁護士会

会長 原田 直子

